

居宅介護サービス契約書

この契約書は、
様（これ以降「利用者」と略します。）と下越病院訪問リハビリテーション（これ以降「事業者」と略します。）との間に居宅介護サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

1 訪問リハビリテーション 契約の開始日 年 月 日
2 介護予防訪問リハビリテーション [契約の終了日 年 月 日]

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 第1条に定めるとおり

契約の満了日 利用者の要介護（又は要支援）認定の有効期間の満了日
（ 年 月 日）

2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

（利用者負担金及びその滞納など）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、重要事項説明書のとおりです。

2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納したときは、事業者は1か月以上の猶予期間をおいたうえで支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をします。

3 第2項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、または地域包括支援センターへその旨を連絡します。

4 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1か月）を経過した場合には、この契約を文書により解約することができることとします。

（利用者負担金の納入）

第4条 前条に定める利用者負担金については、期日を定めたうえで、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌月に現金で請求させていただきます。27日に、利用者の指定する金融機関の口座から引き落すこともできます。

2 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後、差し上げます。

（利用者の解約権）

第5条 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

2 事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

3 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- 1) 利用者またはその家族が故意に法令違反や著しく常識を逸脱する行為、迷惑行為があった場合
- 2) 第3条第4項に該当する場合
- 3) 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 4) 利用者またはその家族の言動が当課のハラスメントマニュアルに抵触する（暴言暴力、威圧的言動、対象外のサービスの強要、故意に身体に触れる、過剰な要求をする等）とみなされた場合
- 5) 事業者の許可なく音声の録音、画像や動画の撮影、SNS等へ掲載するなどの行為があった場合

2 事業者は、契約を解約する場合であっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。

3 事業者は契約を解約する場合においては、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、または地域包括支援センターへその旨を連絡し、また利用者の希望に応じて他の事業者への紹介を致します。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- 1 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- 2 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- 3 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- 4 次のいずれかに該当することにより、居宅介護サービスを提供することができなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けることとなったとき（ただし、居宅療養管理指導は除きます。）
 - ③ 利用者が要介護認定又は要支援認定を受けることができなかったとき
 - ④ 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第8条 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分説明致します。

3 事業者が、本来予定されていた介護サービスを事業者の都合により提供しなかった場合、又はその提供が不十分であった場合についても、同様にその損害を賠償します。

(苦情対応)

第9条 事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取扱いを致しません。

3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告するなどして、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービスの提供の記録など)

第10条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第11条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には決して漏らしません。

2 前項の規定にかかわらず、サービス担当者会議及び下記相手方との連絡調整外の利用をしないことを条件に居宅介護サービス計画に位置づけられた居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・居宅サービス事業者・介護保険施設 主治医、保険者などに対し情報提供できるものとします。

<利用者の個人情報の取り扱いについて>

下越病院（および医療法人新潟勤労者医療協会）は、個人情報の保護に関する方針を定め、個人情報の利用にあたっては、以下の利用目的の範囲でのみ利用いたしますので、あらかじめご了承ください。

[1] 介護サービスを提供するための通常業務での利用目的

下越病院では、居宅介護支援サービスを提供するために、通常の業務において次の目的で利用者の個人情報を利用いたします。

<事業所内での利用>

- ①利用者への居宅介護支援サービスの提供および説明
- ②利用者の家族への説明
- ③利用者の居宅介護支援サービスの向上を目的とした研修および症例研究
- ④介護保険事務および会計、経理事務
- ⑤事故等の報告
- ⑥居宅介護支援サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑦事業所での学生等の実習などへの協力
- ⑧利用者に係る管理運営業務

<事業所外への情報提供を伴う利用>

- ①利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者、介護保険施設および医療機関、地域包括支援センター等ならびに保険者との連携、照会への回答
- ②介護報酬の請求業務等の介護保険事務
- ③実地指導等への対応や第三者評価機関、外部監査機関等への情報提供
- ④事故の報告、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

[2] 第三者への提供

利用者の個人情報とは、あらかじめ利用者（重度の認知症の利用者の場合は家族）の同意をいただくことなく、事業者および法人（新潟勤労者医療協会）の職員以外の者に提供することはいたしません。ただし、上記 [1] に該当する場合は、特に申し入れがない限り、介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において第三者に提供いたします。

※ この取り扱いについて同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当者（説明者）または責任者まで申し入れ願います。申し入れがないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

[3] 外部委託について

当事業所が業務を委託する相手に、利用者の個人情報を預ける場合があります。その場合は、委託先において個人情報の保護や管理が適切に行われていることを事業所の責任において監督します。

[4] 個人情報に対する安全対策

私たちは、個人情報の紛失、破壊、外部への不正な流出、改ざん、不正アクセスを防ぐために、個人情報保護規程を整備し、合理的な安全対策を講じています。

[5] 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除

利用者の個人情報について開示を希望される場合、および個人情報の訂正、利用停止、削除等を希望される場合は、担当窓口まで申し立て願います。ご希望に対し、私たちの規定に従い誠実に対応させていただきます。その際、所定の料金をいただく場合があります。

以上の内容にご同意いただいたうえで、必要な情報の提供をお願いいたします。

必要な情報を提供いただけない場合には、サービスの提供に一部支障をきたすことがあります。

3 第2項以外の目的で、相手方に情報提供する場合には、別に文書により同意を得ることとします。

（契約外条項）

第12条 介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記のとおり居宅介護サービスの提供に関する契約を締結します。

上記契約を証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1部ずつを保管します。

年 月 日

（事業者）所在地 新潟市秋葉区東金沢 1459-1

事業者名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会 下越病院

代表者 病院長 末武 修史

（利用者）ご住所 新潟市秋葉区

お名前

（代理人）ご住所

お名前